

## (仮称) 西牟婁地域における大規模氾濫減災協議会規約 (案)

## (設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 項に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「西牟婁地域における大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第 2 条 協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨をはじめ、台風等の豪雨による大規模な浸水被害が発生していることを踏まえ、河川管理者、市、町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、西牟婁地域の県管理河川流域において、大規模な氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的とする。

## (協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

## (幹事会の構成)

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域における取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域における取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(対象河川)

第6条 協議会は、次の河川を対象とする。

- ・ 水位周知河川（左会津川、富田川、日置川）
- ・ その他、協議会が必要と認める河川

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、和歌山県に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年7月21日から施行する。

別表1

和歌山県 西牟婁振興局地域振興部長  
和歌山県 西牟婁振興局建設部長  
田辺市長  
白浜町長  
上富田町長  
和歌山地方気象台長  
(オブザーバー)  
近畿地方整備局 河川部 地域河川課長

別表2

和歌山県 西牟婁振興局地域振興部 副部長  
和歌山県 西牟婁振興局建設部 副部長  
田辺市 防災町づくり課長  
白浜町 総務課長  
上富田町 総務政策課長  
和歌山地方気象台 防災管理官